

令和8年度中小企業再生支援強化事業補助金のご案内

再生計画（プレ再生計画を含む）の策定等を検討している県内事業者の皆様へ

宮崎県中小企業活性化協議会の支援を受けて策定する再生計画等の調査又は策定費用の一部を補助します

補助額の上限は50万円／者です

補助対象事業者



宮崎県内に主たる事業所を有する事業者（ただし、宮崎県中小企業融資制度の融資対象業種を営む者に限る。）であって、国が実施する「中小企業活性化協議会事業（再生支援）」を利用し、再生計画等に必要な調査又は策定をするもの
（※その他、県税に滞納がないこと等の要件があります。）

補助額



- ① 再生計画等の調査に要する費用 × 補助率（1／6以内）
 - ② 再生計画等の策定に要する費用 × 補助率（1／6以内）
- （※①②の合計で上限50万円／者）

その他



- 補助金交付決定額が予算額に達した時点で、交付申請の受付を締め切ります。
- 補助金の交付決定を受けたとしても、予定期間内に調査等が完了しない場合や調査等を中止する場合等は交付決定が取り消されます。



申請・問合せ先



補助金の申請

宮崎県商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室

電話：0985-26-7097（〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10-1）

再生計画等の策定
に関するご相談

宮崎県中小企業活性化協議会

電話：0985-22-4708（〒880-0811 宮崎市錦町1番10号KITENビル7階）

県ホームページもご確認ください。

宮崎県 再生計画 補助金



補助金に関する不明な点は、県商工政策課経営金融支援室へお問合せください。



日本の
ひなた
宮崎県